令和8年度
横瀬町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！

家賃や引越費用の
補助があるんだって！

以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概　要		
どんな世帯が対象なの？	次の①～④の要件を全て満たす世帯です。 ①令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に入籍した世帯 ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満(注)の世帯 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除 (注)「ご夫婦の所得500万円」を年収に換算すると、**約660万円** ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯	
どんな費用が対象なの？	・新居の住居費	㋐新居の購入費、リフォーム費 ㋑新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
	・新居への引越費用	㋒引越業者や運送業者に支払った引越費用
いくら補助を受けられるの？	㋐～㋒を合わせて1世帯あたり上限30万円です。 ※ただし、婚姻日において、夫婦いずれも29歳以下の場合は、1世帯あたり上限60万円になります。	
申請方法は？	必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、直接申請してください。 ※書類がすべて揃った方から**先着順で**受付し、予算額に達し次第終了となります。お早めにご申請ください。	

内閣府

【お問合せ先】
名称：横瀬町役場　町民課　戸籍住民グループ
住所：埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
電話番号：0494－25－0115

結婚新生活申請時チェックリスト

<u>結婚を機に横瀬町内にある住宅を新たに購入賃借した夫婦で、以下全てに当てはまれば、この補助金の対象となる可能性があります</u>

□令和８年4月1日から令和９年3月31日までの間に婚姻した世帯

□交付申請日において、ご夫婦ともに横瀬町に住民登録されていること。

□ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

□ご夫婦の所得の合計額が５００万円未満の世帯
※ご夫婦の所得を年収に換算すると、約６６０万円程度

□ご夫婦いずれも町税等の滞納がないこと。

□住まいが公的住宅、社宅、寮等の給与住宅でないこと。

□ご夫婦いずれもが横瀬町暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第2項に規定する暴力団員でないこと。

□ご夫婦いずれもが横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱（平成18年告示第18号）に規定する補助金の交付を受けていないこと。

●　その他ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】
町民課
戸籍・住民グループ
TEL　０４９４－２５－０１１５